

令和8年度

第1回コミュニティ・スクール (地域運営協議会制度) 資料



南城市立馬天小学校

令和8年6月5日 (金)

学校訪問資料

目次

- (1) 日程及び会順・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 馬天小校舎配置図・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 担任及び校務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 学校運営協議会年間計画・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) 馬天小学校学校経営ビジョン・・・・・・・・・・ 5
- (6) 学校と地域が共有する教育目標達成のための活動(R7) ・ 6
- (7) 支部児童会結成式について・・・・・・・・・・・・ 8
- (8) 字児童数（概算）・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (9) 南城市学校運営協議会運営要項・・・・・・・・ 11
- (10) 南城市学校運営協議会規則・・・・・・・・・・・・ 12



第1回学校運営業議会

と き	令和8年6月5日（金）	10:40～12:20
と ころ	馬天小学校会議室	等
参加者	学校運営協議会委員、校長、教頭、教務主任 教育委員会（地域コーディネーター等）	

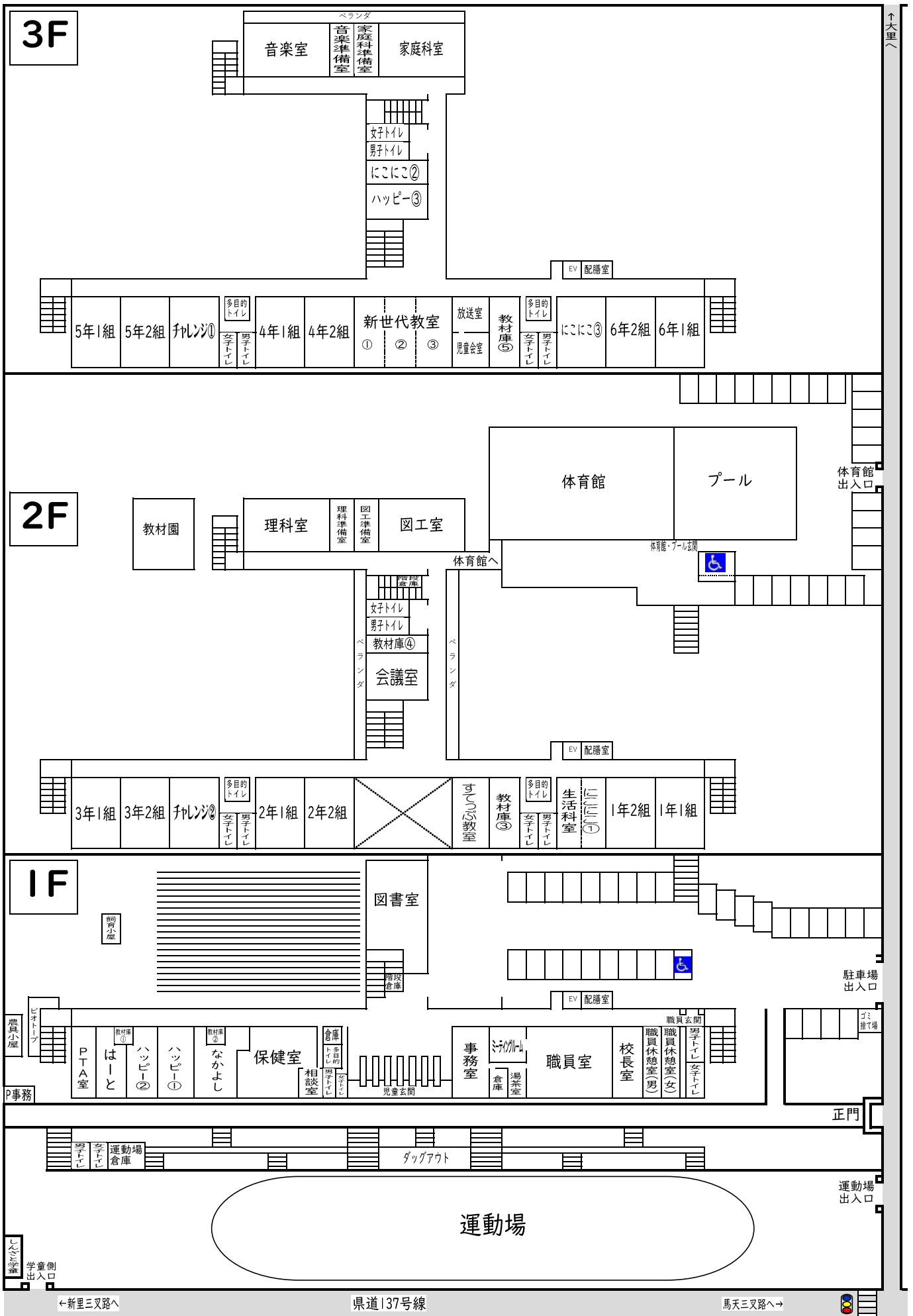
司会：教頭
記録：教務主任

【進行】

- 1 はじめのことば・・・・・・・・・・・・・・・・司会
- 2 校長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・校長
- 3 日程説明・・・・・・・・・・・・・・・・司会
- 4 授業参観・運動場見学（10:45～11:25）
- 5 説明・話し合い（11:35～12:20）
 - （1） 学校運営協議会について 会長選出
 - （2） 学校経営説明（校長）
 - （3） 学校運営協議会年間計画について（教頭）
 - （4） 支部児童会について（教頭）
 - （5） 話し合い・情報交換
- 6 お礼のことば・・・・・・・・・・・・・・・・司会
- 7 終了後、ランチミーティングを行う（12:25～13:00）

※ 次回開催日：令和8年10月6日（火）

4 令和8年度 馬天小学校 校舎配置図



5 令和8年度 担任及び校務分掌一覧

令和8年4月1日現在

番号	学年・組		担任名	分掌内容			基本字数	勤務数	
	○:学年主任			主任等	教科	委員会			クラブ
1	校長		高島 友幸	学校経営				1	
2	教頭		東恩納 盛仁	校長補佐、学校運営、渉外、地域連携				3	
3	1年	(1)	水城 かおり	図書館教育担当		図書主	○	25+ク	7
4		2	岸本 可奈子	保幼小こ連携	生活	図書副	○	25+ク	2
5	2年	(1)	玉城 花奈	国際理解、カリマネ担当	外国		○	26+ク	4
6		2	幸地 絵莉	安全教育、コンプライアンスリーダー	特活	生活主	○	26+ク	2
7	3年	(1)	仲本 美由紀	地域連携、人権教育		保健副	/	28-理-音	2
8		2	山本 杏夏	道徳推進教師(スクリーニング副)	道徳	児童会副	/	28-理-音	2
9	4年	(1)	與那嶺 千晴	校内初任者指導、キャリア教育	国語		○	29-理-音+ク	3
10		2	與那城 志保	掲示教育			○	29-理-音	1
11	5年	(1)	大西 将	平和教育	総合	体育副	○	29-理-英-音+ク	1
12		2	城間 佳奈子	児童会主任	家庭	児童会	○	29-理-英-音+ク	3
13	6年	(1)	玉城 翔	研究主任、平和教育副	社会		○	29-理-英-音+ク	6
14		2	城間 喬啓	体育主任	体育	体育主	○	29-理-英-音+ク	4
15	特別支援学級	ハッピ-1	高良 典子	特別支援副Co(支援員・就学)、配置1年		美化副	○	<1・4年>+ク	2
16		ハッピ-2	野原 麻美	教育相談、スクリーニング、配置2年		美化主	○	<2・3年>+ク	3
17		ハッピ-(3)	宮城 望	特支主任、情報・視聴覚主任、配置5年		放送主	○	<5・6年>+ク	4
18		なかよし	金城 なつこ	教科書、福祉教育、配置3年		生活副	○	<1・3・4・6年>+ク	2
19	はーと	城間美江(具志信作)	情報・視聴覚副主任、特支教科支援、配置2年		給食副	○	<2・4年>+ク	2	
20	通級指導1		(勢理客成光)	環境教育・整備副主任、清掃担当(清掃計画等)、配置1年		栽培主	○	28+ク	2
21	通級指導2		平良 康	教科書副、環境教育・整備副主任、配置4年		栽培副	○	28+ク	1
22	通級指導3		屋我 海里	特別支援Co、配置5年		放送副	/	28	4
23	理科専科		豊里 友文	教務主任、補充計画、環境教育・整備主任、配置6年	理科	栽培副	/	4・5・6年	5
24	算数専科		城間 麻喜	学推主任、委員会担当、配置6年	算数		○	5年6年算+ク	5
25	音楽専科		具志堅真喜子	文化・文芸担当、クラブ、配置4年	音楽	給食副	○	3~6年+ク	3
26	英語専科		吉田 朝子	5年・6年英語(火・木) ※佐敷小と兼務	外国副	/	/	5年6年英	3
27	生徒指導加配		宮城 大二郎	生徒指導、食育(給食)主任、3年理科等、4年算数等、配置3年	図工	給食主	○	3年4年+ク	3
28	養護教諭		富山 智子	保健主事・衛生推進・清掃担当(清掃用具等)		保健主			4
29	自立支援室		城間 勝	個別支援、登校・学級復帰支援					1
30	図書館司書		具志堅はずき	図書館司書事務					2
31	県費事務		永井 なな子	給与、旅費、転出入手続き					2
32	初任者指導		大城 直也	初任者指導(水) *佐敷小と兼務					1
33	非常勤講師		町田 美津子	初任研後補充(水、木)					1
34	市費事務		江川 亮子	教育予算、用務・湯茶接待					3
35	学習支援員		喜屋武 恵子	3年 算数指導					1
36	支援員		上原 ゆかり	学習・生活支援(8:15~15:45)					5
37	支援員		伊差川 知美	学習・生活支援(8:15~15:45)					5
38	支援員		諸見里 幸樹	学習・生活支援(8:15~15:45)					3
39	支援員		伊集 絵里香	学習・生活支援(8:15~15:45)					1
40	ALT		内間グレース	火(1・2年)					1
41	ALT		マシュー	火・木(5・6年)					1
42	ALT		Motomi	木(3・4年)					2
43	教育相談員		山内 庸子	教育相談員(木曜日9:00~12:00)					5
44	SC		池原 あさみ	(水曜日 8:45~12:15)					6
45	SSW		宮城 勝枝	(木曜日 9:15~12:15)					9
46	SSS		南 美和	スクールサポートスタッフ 事務関連及び印刷等					5
47	PTA事務		瀬底 いそみ	P T A 事務(書記・会計)					2
48									

令和8年度コミュニティ・スクール年間活動計画(案)

馬天小学校

実施時期	計 画 事 項	備考
4月8日(月)	令和8年度1学期始業式	
4月9日(火)	令和8年度入学式 OCS委員案内あり	
6月5日(水)	第1回学校運営協議会(ランチミーティングも予定) ○委員自己紹介、委嘱状交付、授業参観、学校経営説明、年間活動計画説明、質疑応答、各自治会主な活動予定等について	
7月 日()	佐敷中校区合同CS 予定 ※昨年度は9月開催	
7月10日(金)	各支部子ども会 : ラジオ体操等について	
7月17日(金)	1学期終業式	
8月31日(月)	2学期始業式	
10月6日(火)	第2回学校運営協議会(ランチミーティングも予定) 各自治会での7~9月までの取り組みと今後の予定	
11月9日(土)	第45回運動会 OCS委員案内あり	
12月25日(金)	2学期終業式	
1月6日(水)	3学期始業式	
1月24日(日)	南城市教育の日 学校公開日(1校時~4校時)	
2月10日(水)	第3回学校運営協議会(ランチミーティングも予定) ○授業参観、職員・児童・保護者評価説明、年間活動振り返り、次年度計画、質疑応答	
3月18日(木)	第45回卒業式 OCS委員案内あり	
3月19日(金)	令和8年度修了式	

※学校運営協議会の委員メンバーについては、本校校区の地域や住民の実情や課題を知っており、地域を取りまとめて学校との連携が効果的にできる5支部の区長、自治会長に令和9年3月までに依頼し、承諾を取り付けるものとする。これに、学校側から校長、地域連携担当職員、保護者代表として、PTA会長、合わせて7名で構成することとする。

※学校運営協議会会長は、5区長の輪番制で置く(南城市学校運営協議会規則第12条協議会に、会長及び副会長を置く)。津波古→新開→新開団地→新開第二団地→小谷の順で会長とする。

令和8年度 馬天小学校の学校経営ビジョン

学校教育目標

よく考え自ら学び 思いやりのある たくましい子

学校経営の目標

共生社会を実現する人材を育てる学校づくり

学校経営方針

- ①児童が他者と相互に成長の喜びを分かち合い、登校することが楽しみな学校づくりを推進する。
- ②教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備を行い、「チーム学校」として質の高い教育活動を展開し、子どもたちが新しい時代に求められる資質・能力を身につけることができる学校づくりを推進する。
- ③地域住民と連携・協働し、学校、地域、家庭をつなぎ、地域へ貢献できる学校づくりを推進する。

めざす教師像

- ①豊かな発想・想像力を持ち、常に子どもの可能性を伸ばし、子どもと共に学び続ける教師
- ②教育活動における協働の重要性を理解し、「チーム馬天」を徹底できる教師
- ③特別支援教育の資質を持ち、児童理解、学級経営、指導法に展開できる教師

<方 策>

- 職員の一体化と組織的な関わりによる職員指導力・授業力の向上
- ①「チームとしての学校」を機能化させる職員集団づくり
- ②学校経営方針と学級経営との連動
- ③「学校経営」と「教職員評価システム自己申告書」との連動
- ④日常的に「学び合い」のある職員室経営の充実
- ⑤校内研究の充実
- ⑥校務分掌を通じた職能成長
- ⑦全校体制での支援を要する児童への対応
- ⑧コンプライアンスリーダーを中心とした服務規律の徹底

<社会背景>

- 生涯年齢人口の減少。グローバル化の進展、AIを中心とするICTの進化による雇用と働き方の変化
- 日本経済の課題が、子どもの貧困、教育格差を生み、子どもたちの生活を脅かしている

<学校課題>

- 次世代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を身につけさせる
- 思考・探究する児童の育成
- 人と人とのつながりを大切にする児童の育成
- たくましく体とねばり強い心の育成

めざす学校像

- ①子どもが生きて学び、自主的に活動する学校
- ②障害のない子ども障害のある子どもすべての子ども一人一人を大切に育てる学校
- ③地域、保護者、子ども、教師が一体となるみんなの学校

<方 策>

- 組織的な関わりと地域との連携による学校作り
- ①一人一学校(全員公開授業)
- ②学級経営の充実(学級会、積極的生徒指導の充実)
- ③規範意識の形成(そろえる馬天の実践、評価・振り返りや教師や友だち等の話を聴き合い認め合い)
- ④社会性の育成(特別活動の充実、地域行事への参加)
- ⑤主体性の育成(自尊感情を高める取組、学校生活作りに参画する意欲を育む取組)
- ⑥粘り強さ(キャリア教育の推進)
- ⑦多様性を尊重する意識の育成(異年齢集団活動の充実)
- ⑧わかる・楽しい授業を土台とした授業改善(主体的・対話的で深い学び)
- ⑨道徳教育の推進

運動やスポーツに親しみ健康・安全に関心を持ち、主体的に改善を図ることができる子

主体的に明るいあいさつができ、思いやりや感謝の気持ちを持つ子

共に学ぶ楽しさ、喜びを知り主体的に学習に取り組む学び続ける子

重点実践

「そろえる馬天・つながる馬天・ささえる馬天」

- 主体的な「学び」、「気づき」が生まれるアウトプットの授業
- ①馬天小フロンシート等の活用による授業改善の実施
- ②他者との交流場面の設定による意見や考え方の拡大、深化
- ③「問い」が生まれる授業の工夫
- ④効果的な振り返りによる学び・育ちの実感の高まり
- ⑤授業リフレクションの共有による授業改善の波及

- 支持的風土づくりの4つのポイント(安心・所属・承認・自立)を踏まえた学級づくり。
- ①レク等による教師と児童、児童同士の心の関係作り
- ②認め合う場の設定と賞賛による自己肯定感の高まり
- ③学級活動の充実
- ④話し合い活動等、自他を認め合う活動の実施
- ⑤人権教育(教室)の充実

- 自分の心身の健康に関心をもち主体的に改善を図る
- ①保健教育の充実による自分の心身の健康に対する意識の高まり
- ②食育と給食指導の充実
- ③家庭との連携による歯磨きの習慣化
- ④生活チエックによる自分の生活の見直しと改善
- ⑤てくてく登校の推奨

「そろえる馬天・ささえる馬天」

- 学習規律の確立とわかる・楽しい授業の実施
- ①学習規律の意識付けと徹底
- ②わかる・楽しい授業の実施
- ③ノート指導、自学自習の定着

「そろえる馬天・つながる馬天・ささえる馬天」4月

- 心の安定と規範意識の醸成
- ①居場所のある学級づくりによる心の安定
- ②キャリア教育による意欲・意識の高揚
- ③「そろえる馬天」⑤の徹底

「そろえる馬天・つながる馬天・ささえる馬天」

- 安全・安心な環境づくり
- ①学校内の安全チエックと対応
- ②健康診断等による健康チエックと対応
- ③アレルギージェットと対応

R7学校と地域が共有する教育目標達成のための活動

～緩やかな連携～

分担

学校教育

- 1 年交通安全教室
(馬天自動車学校)
佐敷干潟観察会
校内植物観察会
- 2年「探検にでかけよう」
地域の自然・公共施設・
史跡を訪ねる・お店調査
ふるさと教育
- ・3年「南城市探検」
小谷まーい・津波古伝統
芸能・「福祉」：高齢者
体験・ボッチャ教室：南
城市・県身体障がい者
福祉協会
- ・かねひでスーパー見学

音楽：体験教室
茶道・琴等の講師

PTA：読み聞かせ ・馬天文学賞 ・PTA 学年レク
・キンボール交流会 ・PTA 作業等 ・朝の立哨

学校だけで行う活動

地震・津波広域避難訓練

連携

- 子ども会活動
・夏休みラジオ体操
- 公民館
夏休み学習会&食
- 地域への情報発信
・HP で情報発信
・学校便りの公民館掲
示板への掲示等
- スクールガード
民生委員・児童委員
- 校内書初め会講師
クラブ活動講師

伝統行事
・馬天ハーリー・豊年祭
伝統芸能
・棒術 ・獅子舞 ・エイサー・三線 等

社会教育・地域活動・家庭教育

- 公民館活動
・津波古秋祭り
・だるまさんがころんだ大会
・馬天フレンドパーク
・新開団地運動会や夕涼み会
・新開運動会や夕涼み会
・夏休みの作品展
・小谷イルミネーション
・防災講演 & 防災キャンプ
- 児童館
・ひまわり児童館
放課後児童クラブの活動
・新里学童
・第二風の子学童
- 地域のスポーツ
・馬天スターズ・馬天ロケッツ
・佐敷 JSC ・嶺井空手道場
・道心館
文化クラブの活動
・新里春加琉舞研究所
- 社会貢献活動
・さしちぬ会
・花さかす会
- 幼小連携
・馬天保育園・新開保育園
・さしき保育園
・めばえ保育園
・佐敷こども園・めだか保育園

地域や家庭だけで行う活動

1年

佐敷干潟観察



2年

たんけんに出かけよう



3年生

「馬天のじまんを
みつけよう」



4年

防災講話・棒術・空手



5・6年

エイサー



(2) 支部児童会結成式 (案) 南城市立馬天小学校

- 1 目的 支部長と区長(自治会長)が学校に来校し、支部の児童を把握すると共に、地域行事を通して児童の健全育成を図る。
- 2 参加者 全児童、職員、支部長、自治会長(区長)
- 3 方針
 - 事前に教頭が各支部長又は区長(自治会長)に連絡し、日程と内容を周知する。
 - 学校はあくまでも場所の提供であり、支部長が中心となって式を進行する。
 - ※話し合いの当日に支部長(または支部長代理)、区長(自治会長)が不在の場合は、その支部の話し合いは中止。後日支部で検討し決める。
 - その支部の児童は下校(学童児童は終わるまで教室などで待機)。
 - ※事前に各支部長の参加可否を把握しておく(教頭)
- 4 日時 令和8年7月10日(金) 5校時 13:20～ 時数は「総合」「生活」
- 5 割当(担当は、開催前の児童の様子を見て決定する)

学区	集合場所	担当教諭
津波古 校区外	体育館	高：6年1組担任 玉城翔 中：4年1組担任 與那嶺千晴 低：1年2組担任 岸本可奈子 ハッピー1担任 高良典子 にこにこ3担任 屋我海里
新開	図書室	中：3年2組担任 山本杏夏 低：1年1組担任 水城かおり ハッピー3担任 宮城望 は一と担任 城間美江 算数専科 城間麻喜
小谷	会議室	高：5年2組担任 城間佳奈子 中：3年1組担任 仲本美由紀 なかよし担任 金城なつこ 音楽専科 具志堅真喜子
県営団地	理科室	高：5年1組担任 大西将 低：2年2組担任 幸地絵莉 ハッピー2担任 野原麻美 にこにこ2担任 平良康 理科専科 豊里友文
第二団地	図工室	高：6年2組担任 城間喬啓 中：4年2組担任 與那城志保 低：2年1組担任 玉城花奈 生徒指導加配 宮城大二郎 にこにこ1担任 勢理客成光

- ※ 担当教諭は、児童の在籍状況や在籍数等を考慮し、柔軟に変更可とする。
- ※ 校区外の児童で、祖父母宅がある場合はその地域に参加する。それ以外は津波古支部に入る。

6 進 行

① 各教室等へ移動する

- ・ 1, 2年担任は, 残った児童を各教室へ引率する。
- ・ ランドセル等の荷物は, 各集合場所持って行く。

② 担当教員で児童の管理を行う(整列や着席など)

③ 各支部の支部長(担当)が仕切って支部子ども会を始める。

④ 支部子ども会が終わったら各支部ごとに解散し下校する。

※支部長、区長(自治会長)が不在の場合は、その支部の話し合いは中止となり下校。

後日の資料等の配布説明を学校がアナウンス協力する

7 留意事項

- どの区に所属するかははっきりしていない子は, 近い区はどこか, ラジオ体操はどこに行くか, 兄弟はどこに所属しているか, よく活動するのはどこか等を児童に聞き, できるだけどこかの区に所属するよう促す。

8 話し合い事項 ※支部によって違うので基本的に支部長が話し合う内容を準備する。

※下記の内容はあくまで案。

① 役員選出

- 支部の子ども会長 ()
- 副会長 ()
- 記 録 ()

② ラジオ体操について

- 時間 ()
- 場所 ()
- ラジオを持ってくる人 ()
- 印鑑を持ってくる人 ()
- 世話人など ()

③ 年間行事計画について ※基本的に支部長が話し合う内容を準備する。

学 期	行 事	例
夏休み		・ ラジオ体操 ・ 地域行事 など
2学期		
3学期		

※各支部で決まったことをメモして、コピーを教頭まで提出する。(代表1名)

(4) CS R8:字児童数(字別・学年別在籍数)

令和8年6月作成

字 性 別 学 級	津波古			新開			小谷			第1団地			第2団地			その他			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1の1	6	12	18	1	0	1	1	1	2	1	0	1	0	0	0	1	1	2	10	14	24
1の2	5	7	12	1	4	5	1	2	3	0	0	0	0	1	1	2	1	3	9	15	24
計	11	19	30	2	4	6	2	3	5	1	0	1	0	1	3	2	5	19	29	48	
2の1	14	11	25	2	0	2	0	2	2	1	0	1	1	1	2	0	1	1	18	15	33
2の2	10	8	18	3	5	8	1	0	1	1	0	1	1	1	2	2	1	3	18	15	33
計	24	19	43	5	5	10	1	2	3	2	0	2	2	2	4	2	2	4	36	30	66
3の1	6	6	12	3	0	3	1	0	1	1	2	3	1	1	2	1	1	2	13	10	23
3の2	11	7	18	1	2	3	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	12	12	24
計	17	13	30	4	2	6	1	2	3	1	2	3	1	1	2	1	2	3	25	22	47
4の1	9	11	20	2	1	3	1	0	1	0	2	2	0	1	1	0	0	0	12	15	27
4の2	6	7	13	4	4	8	0	0	0	0	1	1	1	1	2	1	2	3	12	15	27
計	15	18	33	6	5	11	1	0	1	0	3	3	1	2	3	1	2	3	24	30	54
5の1	10	8	18	1	0	1	2	0	2	0	4	4	0	1	1	2	0	2	15	13	28
5の2	9	10	19	5	1	6	0	1	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	15	14	29
計	19	18	37	6	1	7	2	1	3	1	6	7	0	1	1	2	0	2	30	27	57
6の1	11	10	21	2	3	5	0	0	0	2	1	3	2	2	4	0	2	2	17	18	35
6の2	12	10	22	4	4	8	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	4	4	16	20	36
計	23	20	43	6	7	13	0	1	1	2	1	3	2	3	5	0	6	6	33	38	71
総計	109	107	216	29	24	53	7	9	16	7	12	19	6	10	16	9	14	23	167	176	343

※正確な数字ではありませんが概算につき考慮をお願いします。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定により設置される学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営について、南城市学校運営協議会規則(令和3年南城市教育委員会規則第〇号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置の申請等)

第2条 協議会を置こうとする学校(以下「対象学校」という。)の校長は、南城市学校運営協議会設置申請書(第1号様式)を教育委員会に提出するものとする。この場合、2以上の対象学校について一の協議会を置こうとするときは、各学校の校長の連名による申請により行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により提出があったときは、当該提出の日から30日以内に南城市学校運営協議会設置通知書(第2号様式)により当該校長に通知するものとする。

(委員の任命)

第3条 規則第8条第1項の規定による推薦は、南城市学校運営協議会委員推薦書(第3号様式)により行うものとする。

(報酬)

第4条 委員の報酬は、年額12,000円とする。

2 規則第9条の規定により解任した委員の報酬及び規則第10条第3項の規定による補欠の委員の報酬は、前項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(児童又は生徒の意見)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、当該対象学校の校長の同意を得て、当該対象学校の児童又は生徒の意見を参考とすることができる。

(学校運営状況評価)

第6条 協議会は、当該対象学校の運営状況について、南城市学校運営状況評価表(別表)に基づき毎年度1回以上評価を行うものとする。

(会議録)

第7条 協議会は、会議の内容を記録し、公表するものとする。ただし、協議会が特に定める場合は、この限りでない。

(意見の申出)

第8条 協議会は、教育委員会に対し法第47条の5第6項に規定する意見の申出を行うときは、南城市学校運営協議会意見申出書(第4号様式)により行うものとする。

(委員の解任)

第9条 教育委員会は、委員本人から南城市学校運営協議会委員辞任届(第5号様式)が提出されたとき又は規則第9条各号の規定に該当するときは、委員を解任するものとする。

2 教育委員会は、委員の解任を行ったときは、南城市学校運営協議会委員解任通知書(第6号様式)により当該協議会の会長に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○南城市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき南城市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、一定の権限及び責任を持って学校運営に参画することにより次に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 当該学校の所在する地域の住民、当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者等(以下「地域住民等」という。)が学校との連携の下、目標を共有し、責任を分かち合い、協働して児童及び生徒の育ちに関わる学校及び地域の風土が醸成されること。
- (2) 学校、家庭及び地域の教育力が向上することにより、児童及び生徒の豊かに生きる力が育成されること。
- (3) 地域住民等と学校との信頼関係が深まることにより、地域に開かれ、地域が支え、信頼される学校となること。

(設置)

第3条 南城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条各号に掲げる事項を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を設置するときは、対象学校(法第47条の5第2項第1号の対象学校をいう。以下同じ。)の校長に対してその旨を通知する。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、毎年度、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、対象学校の校長は、第1項の承認が得られない場合においては、協議会の委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、当該対象学校の校長が作成した基本的な方針について協議会の承認が得られるまでの間、その効力を有するものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に規定する協議会の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を經由し沖縄県教育委員会に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が法第37条第1項に規定する県費負担教職員であるときは、教育委員会を經由するものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は沖縄県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的のため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に係る情報を、地域住民等に対し積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。

(2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 委員の定数は、各対象学校につき8人以内(2以上の学校について一の協議会を置く場合にあつては15人以内)とし教育委員会が当該対象学校の校長と協議して定める。

3 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有する。

(委員の義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) その他協議会又は対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の辞職等により、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(1) 第9条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任することを相当とする事由があるとき。

2 教育委員会は、前項各号のいずれかに該当すると認めたことにより委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(会長、副会長及び専門員)

第12条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、年2回以上開催しなければならない。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第5条第1項又は第2項の規定による意見の申出に関する議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

5 協議会の議事について個人的に利害を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しないものとする。

(協議会の庶務)

第14条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

3 対象学校の校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう、協議会に対する情報の提供及び説明に努めるものとする。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。